



埼玉県報

第 2824 号
平成 28 年(2016 年)
8 月 16 日
火曜日

目次

告示

- 第 45 回採石業務管理者試験の実施（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第千三十五号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十五回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十八年十月十四日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十八年八月十八日（木）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成二十八年九月一日（木）から九月十五日（木）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部みどり自然課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

告示

埼玉県告示第千三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 倉庫の立地条件が悪く、倉庫周辺の住宅地では騒音・交通等の問題が発生している。騒音については、吉川市環境保全条例に違反しており、開店以来、吉川市の行政指導が行われている。騒音問題の解決のため、次の点について改善を要望する。

(理由)

(一) 前店舗は千二百八十平方メートルだった店舗面積が、マルサン吉川店の届出で千七百十六平方メートルと面積が増えました。店舗東側の隣接する建物は、建築基準法に基づく届出当時の用途は、倉庫であったのであるから、本来の用途である倉庫に戻し、店舗北側の倉庫の機能を移せば、開店以来続いている騒音問題解決に結びつくと考えます。

(二) 第一種中高層住居専用地域の倉庫に設置できる原動力は〇・七五キロワット以下です。倉庫の冷凍機室外機〇一〜〇三は六・一キロワットの間を三台並べて設置しており、騒音・振動の原因となっています。二十四時間住宅地に爆音が響いています。また冷凍機室外機〇一〜〇三東側に遮音壁ができましたが、小さく一面しかないので、逆効果です。西側に響く爆音がさらに大きく、広範囲に響くようになりました。

(三) 荷さばき施設③に収まりきれない大きさのトラックが搬入しています。向かいの月極駐車場を五台分借りていますが、こちらも収まりきれず、空いた場所に駐車、月極駐車場内でも荷さばき作業をしています。月極駐車場から倉庫まで、荷物積載のフォークリフトが道路交通法違反し公道走行しています。荷さばき施設③の出入口は、交通監視員や従業員による誘導等もないため危険です。

(四) 倉庫南側のシャッターが開きつばなしのため、倉庫内作業音等、倉庫内の音が住宅地に筒抜けです。

(五) 店舗と倉庫をつなぐ通路は市道を横断しています。この市道は「歩道」です。吉川市の道路占用許可書もこの市道は「歩道」となっています。道路交通法では車道のない歩道は、台車（軽車両）の縦断も横断もできないとされています。またこの場所での台車通行音・従業員の呼び声・私語・足音等が騒音の原因となっています。

(六) 届出にない騒音が発生しています。荷さばき施設③は午前四時から搬入トラックが到着し、荷さばきが行われています。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三・シャッター音は午前五時から午後十一時の間に発生していません。

(2) 店舗施設を住宅地に影響のないようにしてください。

(理由)

(一) 新たに設置された、店舗屋根・店舗西側全ての空調機室外機・冷凍機室外機の機器が騒音・振動の原因となっています。特に冷凍機室外機〇四〇八は住宅地に隣接しているため、住宅地に影響のないよう対策をしてください。特に静かな夜間は窓を閉めても室外機の音が聞こえます。店舗屋根の空調機室外機〇六〇十一は北側の住宅地に向いているため、騒音や塵ほこりの被害があります。南側へ向けるか、防音壁で覆ってください。

(二) 店舗北側（倉庫側）の出入口は一枚扉のため開くと店内の全ての音が住宅地に筒抜けです。店内放送・BGM・従業員の呼び声・客の声・機器の音等が住宅地に響きます。台車と従業員の往来のたび一日千回をゆうに超える回数、扉が開きます。店内の騒音だけでなく、店に入る従業員の呼び声も騒音の原因となっています。店内騒音を住宅地に漏らさないようにしてください。緩衝場所を設け、防音扉を追加し二重扉にするなど対策をしてください。

(三) 調理臭が広範囲にわたり住宅地に漂います。特に朝は悪臭がひどく、窓を開けることができません。住宅地に悪臭の影響がないようにしてください。調理施設に見合った脱臭装置等を設置するとともに、定期的なメンテナンスを継続してください。

(四) 店舗西側トイレのハンドドライヤーの音が住宅地に漏れないようにしてください。

(3) 来客用駐車場入口・出口はそれぞれ左折のみにしてください。

(理由)

前店舗より駐車場も広くなり、車での来客も目にみえて増えました。右折車は対向車があると駐車場からの出入りができないため、交通渋滞の原因となります。店舗と来客用駐車場の間の市道は路線バスも通り、渋滞は公共交通機関にも影響するためです。また来客用駐車場西方には交差点があり、各出入口で渋滞が発生すると交差点まで及ぶ恐れがあります。

(4) 近隣住民へ誠意ある対応をしてください。

(一) 住民からの要望を、平成二十七年二月十八日付けで越谷店代表取締役宛に簡易書留にて郵送、平成二十七年五月二十二日付けで吉川店店長に持参しましたが、いずれも回答はありませんでした。誠意をもって対応できる担当者を早急に決めてください。

(二) 変更届け無届け・住民説明会無しで、開店当初は前企業より遅い午後九時閉店でした。開店前の工事より騒音等の問題が発生。現在も騒音等の問題が解決されておりません。再度住民説明会を開催し、今後はどのように対応・対策をするかを具体的に説明してください。なお住民説明会は前回のように平日夜の店から遠い場所ではなく、多くの住民の参加が見込まれる休日昼間の店から近い中央公民館がよいと思われまます。

二 縦覧期間

平成二十八年八月十六日から平成二十八年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

平成二十六年十月十日の開店以来、近隣住民は騒音・振動・悪臭・交通上の被害を受けてきました。第一種中高層住宅専用地域としての生活環境保持の為、以下のとおり改善、対策を早急に行う必要があると考えます。

(1) 騒音・振動対策について

店舗、倉庫、連絡通路、納品車、荷さばき場等での騒音は、吉川市環境保全条例の規制基準値を上回っています。昼間（午前八時～午後七時）五十デシベル、朝・夕（午前六時～午後八時、午後七時～午後十時）四十五デシベル、夜間（午後十時～午前六時）。また、振動についても昼間六十デシベル、朝・夕、夜間五十五デシベル以下となる様、対策を行ってください。

(一) 店舗からの騒音

(イ) 店舗北側自動扉の開閉時に店舗内の音が漏れています。開閉の時間が長く、特にマイクを使った朝礼、売り出し商品の案内、店内音楽や従業員の掛け声等が騒音となって終日住宅地側に響いています。北側自動扉を二重扉とする等、改善をお願いします。

(ロ) 店舗屋上に設置された空調機室外機及び店舗西側の冷凍機室外機の音が高く、夜間の安眠が妨げられています。また、昼間も住宅の窓を開けられない状態です。室外機を店舗正面側に移設する等、対策を講じてください。

(二) 倉庫からの騒音・振動

倉庫南側シャッターが早朝五時より午後十時三十分頃まで開いているため、倉庫内でのフォークリフトや作業音、話声が外へ漏れています。防音対策をお願いします。

- (イ) 建物全体の防音対策を行い、倉庫内の作業音が外へ出ないようにしてください。
- (ロ) 南側シャッターについては、自動扉に交換し開閉時間を短いものにしてください。
- (ハ) 空調機室外機及び冷凍機室外機の音が高く、夜間の安眠が妨げられています。また、昼間も住宅の窓を開けられない状態です。室外機の対策をお願いします。

(二) 従業員通勤用自転車・バイク置き場の移動をお願いします。出退勤時の駐輪・駐車、エンジン音が騒音となっています。

(三) 連絡通路（橋）からの騒音

倉庫と店舗間の連絡通路（橋）を商品移動に使用する台車の走行音と従業員の話し声が騒音の元凶となっています。店側は、連絡通路の使用は午前六時からしていますが、実際には午前五時から午後十時過ぎ迄、使用が見られます。

(イ) 連絡通路（橋）の使用は平日午前七時から午後六時まで、土日祝日は原則使用中止としてください。

(ロ) 使用する台車には全て消音装置（一部対策を講じたものでは不十分）を取り付けるとともに、連絡通路は音の出にくい材質に交換してください。

(ハ) 連絡通路及び市道上での、従業員の打合せ、私語雑談、休憩（喫煙等）は行わないよう徹底してください。

(四) 商品搬入時の騒音・振動

早朝四時から夜十時まで住宅地をトラックが走行することにより、道路沿いの家屋は揺れとエンジン音に悩まされています。また、子ども達の通学路にもなっていますが、道幅が狭く常に歩行者が危険を感じています。搬入の場所、時間等の改善をお願いします。

(イ) 四トン以上の大型車は全て、店舗正面側から商品搬入を行うようお願いいたします。倉庫北側からの納品は二トン以下の車としてください。

(ロ) 早朝・深夜の商品搬入は、倉庫入口・店舗正面側ともやめてください。商品の搬入は、朝七時以降から、夜は八時までとしてください。

(2) 悪臭の防止について

弁当・総菜の製造に使う揚げ油の不快臭が強烈で、体調不良を起こしています。洗濯物を干したり窓を開けることも出来ません。一時、改善が見られましたが、再び悪臭が住宅側に漂っています。

- (一) フライヤーの台数と使用頻度に見合った脱臭装置の導入をお願いします。また、定期的にメンテナンスを実施し、性能の維持を図ってください。
- (二) 厨房からの排気ダクトは、住宅側から店舗側に移設してください。
- (3) その他環境対策
 - 連絡通路付近に騒音・振動計（デジタル）の設置をお願いします。二十四時間表示により規制基準値厳守の注意喚起に繋がるとともに、店舗運営に対する信頼感と安心感が高まります。
 - (4) 住民からの苦情及び改善要求への対応について
 - これまで、住民側との話し合いは吉川市（環境課・道路公園課）立会いの下、平成二十七年六月四日と二十八年五月二十六日の二回持たれましたが、被害実態の認識にズレがあり、改善の求めに対し抜本的・具体的改善策が提示されていません。店舗運営にあたっては、周辺地域の生活環境保持を図り企業としての社会的責任を果たすよう求めます。
 - (一) 苦情及び改善要求については、責任ある担当窓口（社長直轄）を設け、真摯な対応を行うようお願いします。
 - (二) 解決にあたっては事実を正しく把握し、迅速に具体的改善策を示し、合意の上対応をお願いします。
 - (三) 対応困難な事項については、その理由等を明らかにしてください。また、代案があればお示しください。
 - (5) 倉庫と連絡通路を使用しない店舗運営の検討
 - 今回の出店は、既存の建物を利用した形での第一種中高層住宅専用地域への出店です。それゆえ、大規模小売店舗立地法による事前協議・新設等の届け出、住民説明会等の手続きが行われなまま既存不適合の店舗としての開店となりました。近隣住民は何の説明も受けなまま、以前のホームセンターから食品スーパーに変わったことで、商品量・客数・納品車・来店客の車が爆発的に増え、静かな住環境が一変した突然の変化に戸惑っています。開店以来、一部改善は見られたものの騒音・振動・悪臭・交通上の被害は未だに続いています。現状は、多大な迷惑と負担を強いられており、法が予定する生活環境の保持がされていないと言わざるを得ません。最大の課題である騒音対策については、倉庫と連絡通路を使用しない店舗運営を検討・計画化し、その実現を図ることが必要であると考えます。それまでの間、上記の対策・改善を図ることが、営業時間延長の前提条件であると考えます。

二 縦覧期間

平成二十八年八月十六日から平成二十八年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小川ビル

埼玉県川越市神明町四番地四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 近隣の店舗と連携を図り、付近一帯の渋滞対策を検討すること。
- (2) 開店時以降も渋滞の発生状況に応じて警備員の配置を検討すること。
- (3) 児童生徒の安全確保について、以下の点に注意すること。
 - (一) 店舗周辺道路は、川越市立川越小学校及び川越市立初雁中学校の学区にあたり、児童生徒の通学や生活に利用されているため、駐車場への入退出車両に対して注意喚起の施策を講じるなど、児童生徒の交通事故防止に十分に留意すること。
 - (二) 工事開始後、計画地周辺に工事車両が出入りする際、児童生徒が交通事故の被害に遭わないよう十分な安全対策をすること。特に、七時三十分～八時三十分は、児童生徒の登校時間に、十四時以降は下校及び下校後活動する時間帯であることを理解し、万全な安全対策をすること。
 - (三) 店舗新設後、児童生徒が荷捌きの搬入車両及び店舗利用者の車両による交通事故の被害に遭わないよう、安全対策に配慮すること。特に、一般客が多く来店する時間帯と児童生徒の下校時間は重なることが考えられるため、この時間帯においては、児童生徒の交通安全及び店舗付近の安全確保について配慮すること。また、小学校の放課後の自転車事故が多数発生している状況があるので、交通整理員をたてるなど、十五時以降の店舗出入口付近での交通事故防止にも十分配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十八年八月十六日から平成二十八年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	百四十号
供用開始の区間	秩父郡長瀬町大字本野上字町六三二番一地从先から同郡同町大字長瀬字橋場三一四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十八年八月十六日
備考	平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八八〇・〇〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年七月二十八日

指令川建セ第二七〇〇六七一号

二 検査済証番号

平成二十八年八月四日

川建セ第二八〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字土橋九二四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父市大野原二七七三番地

フネンアクロス 株式会社 代表取締役 深堀 光二